
* 株式会社バロックジャパンリミテッド *

定 款

- 2003年 8 月 4 日 作 成
- 2003年 8 月 11日 会社設立
- 2004年 9 月 6 日 変 更
- 2004年 12月 18日 変 更
- 2006年 5 月 11日 変 更
- 2007年 7 月 1 日 変 更
- 2007年 8 月 24日 変 更
- 2007年 9 月 5 日 変 更
- 2008年 2 月 1 日 変 更
- 2008年 4 月 24日 変 更
- 2009年 4 月 28日 変 更
- 2013年 8 月 22日 変 更
- 2015年 6 月 4 日 変 更
- 2016年 6 月 13日 変 更
- 2016年 8 月 24日 変 更
- 2016年 8 月 26日 変 更
- 2018年 4 月 25日 変 更
- 2021年 5 月 27日 変 更
- 2022年 5 月 26日 変 更
- 2023年 5 月 26日 変 更

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は株式会社バロックジャパンリミテッドと称し、英語では”BAROQUE JAPAN LIMITED”と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) アパレル商品及びランジェリーの企画、製造、販売及び賃貸並びに輸出入
- (2) 服飾雑貨、装飾品、時計及び貴金属の企画、製造、販売及び賃貸並びに輸出入
- (3) 靴、靴用品及び鞆の企画、製造、販売及び賃貸並びに輸出入
- (4) 室内空間の装飾に関する企画及びその実施
- (5) コンピューターソフトウェアの企画、製造及び販売並びに輸出入
- (6) コンパクトディスクの企画、製造及び販売並びに輸出入
- (7) インターネットのコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、製造及び販売
- (8) エステティックサロン、ネイルサロン及びヘアサロンの経営
- (9) エステティックサロン、ネイルサロン及びヘアサロンに関する技術指導及びその企画
- (10) 自転車、スポーツ用品、玩具、文具及び日用雑貨商品の企画、製造及び販売並びに輸出入
- (11) 化粧品 of 企画、製造及び販売並びに輸出入
- (12) 美容器具の企画、製造及び販売並びに輸出入
- (13) 書籍の企画、編集、出版及び販売
- (14) 芸能プロダクションの経営
- (15) 飲食店の経営
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有価証券の保有及び売買並びに運用
- (18) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、賃貸借、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- (19) 会社の経理、会計、財務、福利厚生及び保険事務に関するコンサルタント並びに事務の受託及び代行業務
- (20) 経営全般に関するコンサルタント業務
- (21) 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介並びに所有及び管理

- (22) 古物の売買及び賃貸
- (23) 植物及び食料品の生産及び販売並びに輸出入
- (24) 酒類の販売及び輸出入
- (25) 建設業の企画、設計、施工及び請負並びにコンサルティング、仲介及び斡旋
- (26) 環境や健康に配慮した物品の企画、製造及び販売並びに輸出入
- (27) プラスチック等を材料としたリサイクル加工等による製品の企画、製造及び販売並びに技術開発支援
- (28) 前各号に附帯関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号に定める事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他の事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理を行うことができる。

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、1億2千万株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及其の事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条

当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(総会の招集権者及び議長)

第 13 条

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第 14 条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 15 条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条

株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 17 条

当社の取締役は 12 名以上とする。

(取締役の選任)

第18条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第19条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条

当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の権限)

第21条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合は更にこれを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条

取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条

当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第30条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

(常勤の監査役)

第31条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条

監査役会招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会の規定による。

(報酬等)

第34条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第36条

会計監査人は、株主総会によって選任する。

（任期）

第37条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第38条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第39条

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第40条

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条

当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条

配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。